令和８年度福岡県高等学校ヨット競技新人大会

日時 ： 令和８年 10 月 24 日(土)・25（日）

会場 ： 福岡市西区・福岡市ヨットハーバー

2026

共同主催　福岡県高等学校体育連盟
福岡県教育委員会
福岡県セーリング連盟

後　援　公益財団法人福岡県スポーツ協会
福岡市ヨットハーバー

運営主体　福岡県高等学校体育連盟ヨット専門部

帆走指示書

本帆走指示書(SI)における略語表記の意味

・[NP]の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60.1 を変更している。

・[SP]の表記は、規則違反に対する標準的なペナルティーが、レース委員会またはテクニカル委員会によって、審問なしに課される可能性があることを意味する。これは RRS 付則 A5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

1　適用規則

1.1　本大会は『セーリング競技規則 2025-2028』(以下「RRS」という）に定義された「規則」が適用される。

1.2　国際 FJ 級クラス規則C．5.1（b）(1) については、以下を適用する。
「電子的計時装置と電子的コンパスは許される。但し、データを相互に関連づけるどのような機能も持ってはならない。」

1.3　[NP][DP] RRS40.2（b）により RRS40.1 を適用する。

2　帆走指示書の変更

帆走指示書(以下 SI という)の変更は、それが発効する当日の 09：00 までに大会公式掲示板に掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18：00 までに公式掲示板に掲示される。

3　競技者とのコミュニケーション

3.1　競技者への通告は、セーリングハウス 1 階に設置された大会公式掲示板に掲示される。

3.2　レースオフィスは、セーリングハウス 2 階に設置される。

3.3　LINE オープンチャットにて情報を展開する。ただし、この展開は参考情報であり、正式な情報は公式掲示板を確認すること。

3.4　このオープンチャットは、SI-23.3 により V 旗が掲揚された際の救助要請にも使用する。

参加コード【fukuoka】

3.5　レース公示 4.(3)にて示された登録要領にて登録すること。なお、このオープンチャットは委員会からの情報発信のみに使用され、選手・監督・指導者等からの書き込みはできないものとする

3.6　[DP]レース中、緊急の場合を除き、艇は音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。この制限はモバイル・フォンにも適用される。

4　行動規範

［DP］競技者および支援者は、主催団体、委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

5　陸上で発する信号

5.1　陸上で発する信号は､セーリングハウス前の信号柱に掲揚する。信号がクラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに適用する。

5.2　[DP][NP] 音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「艇は、この信号が発せられるまでハーバーから離れないようにしなければならない。」ことを意味する。また、予告信号は D 旗掲揚後 30 分より前には発せられない。

5.3　予告信号予定時刻の 30 分前までに｢D 旗｣が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

6　レース日程

6.1　レース日程

日付	各クラス	最初のクラスの第 1 レース予告信号予定時刻
10/25(日)	3 レース	10：30

6.2　本大会は各クラスとも 3 レースを予定している。

6.3　スタートは原則的に男女 420 級・男女シングルハンダー級・男女 FJ 級の順で行う。但し、レースの進行上スタート順を変更することがある。

6.4　RRS レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する 5 分前までにレース委員会信号艇(以下シグナルボートという)に音響 1 声と共にオレンジ旗を掲揚する。

6.5　10/25 は、15：30 より後に予告信号は発しない。

7　ブリーフィング

セーリングハウス前にて委員会よりアナウンスを行う。日時は以下のとおりとする。

日付	開始予定時刻
10 月 25 日(日)	開会式終了後

8　クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

男女 420 級	420 旗(白地に青で 420)
男女シングルハンダー級	ILCA 旗 (緑地に赤で ILCA の文字)
男女 FJ 級	FJ 旗（白地に青で FJ）

9　レース･エリア、スタート･エリア

「**添付図 A**」にレース･エリアの位置を示す。

10　コース

10.1「**添付図 B**」は各コース「コースコード（LR2、W3)」のコース見取り図を示す。各レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

10.2　予告信号以前に、シグナルボートに艇の帆走すべき「コースコード」と最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

11　マーク

11.1　マーク 1 および 2S・2P、はオレンジ色円錐形ブイとする。

11.2　SI-13 に規定する新しいマークは、赤色円錐形ブイとする

11.3　スタート・マークはスターボードの端にあるシグナルボートと、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

11.4　フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にある黄色円錐形ブイである。

12　スタート

12.1　スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ旗』を掲揚しているポールとの間とする。

12.2. [DP][NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。**「添付図 C」**にスタート・エリアを示す。

12.3　スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A5 を変更している。

12.4　レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される RRS30.4 に抵触した艇のセール番号は、次のレースの予告信号前にシグナルボートのスターン掲示板に掲示される。

12.5　[NP] SI-12.4 以外でスタート時に UFD 及び BFD と記録された艇のセール番号を一連のスタート完了後、シグナルボートのスターン掲示板に掲示する。この掲示の失敗またはリストの不十分及び誤りは救済の要求の根拠にならない。これは RRS61 を変更している。

13　コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ちに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

14　フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

15　ペナルティー方式

15.1　RRS 付則 P が以下のように変更されて適用される。
「P2.3 は適用されず、『3 回目以降ペナルティーにも P2.2 が適用される』とする。」

15.2　[SP][NP] SI-19.4 の出艇帰着申告の手続きに誤りのあった艇は、レース委員会により標準ペナルティーが課せられる。ペナルティーはその日の最後のレースに対し課せられる。ただし、DNF より悪い得点が与えられることはない。

15.3　[SP]が記された規則に対する標準ペナルティーのリストは、10 月 25 日(日)の 08：00 までに掲示される。得点記録の略語は「STP」とする。これは RRS A10 を変更している。標準ペナルティーが課せられた艇のリストは掲示される。

15. 4　RRS 付則 T (調停) が適用される。

15. 5　RRS T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語 PRP を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。

16　タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ、ターゲット・タイム

16.1 レース・タイム・リミット、マーク１のタイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ、及びターゲット・タイムを以下に示す。

クラス	レース・タイム・リミット	マーク１のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
男女 420 級	70 分	20 分	15 分	35～40 分
男女シングルハンダー級	70 分	20 分	15 分	35～40 分
男女 FJ 級	70 分	20 分	15 分	25～30 分

16.2　マーク１のタイム・リミット内に１艇もマーク１を通過しなかった場合、レースは中止される。

16.3　フィニッシュ・ウィンドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは RRS35、RRSA5.1、A5.2 を変更している。

16.4　ターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS61.1(a)を変更している。

17　審問要求

17.1　抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

17.2　審問要求の様式はセーリングハウス 2 階にあるプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。

17.3　審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問はセーリングハウス１階にある公式掲示板にて掲示された時刻に始められる。当事者は、セーリングハウス 2 階のプロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。

17.4　レース委員会、またはプロテスト委員会による抗議の通告は、RRS60.2（ｄ）に基づき伝えるために掲示する。

17.5　RRS 付則 P に基づき RRS42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは掲示される。

17.6　SI 及びレース公示(NoR)の規則で[SP]または[DP]と記された規則、クラス規則、RRS G の規則及び RRS77 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

17.7　大会計測規定、クラス規則または [DP]とマークされた NoR または SI の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。艇は、これらの違反に関する審問より前に、『ペナルティー報告書』に自ら違反したことを記入して提出することで、「スポーツマンシップと規則」に定められたスポーツマンシップの基本原則に従うことができる。

17.8　審問再開の要求は、判決を通告された後 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS 63.7 (b)(2)を変更している。

17.9　プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、RRS61.2(b)(2)を変更している。

18　得点

18.1　大会が成立するためには、1 レースが完了しなければならない。

18.2　艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。

18.3　艇は掲示された得点またはシリーズの成績に誤りがあると判断した場合、大会本部に準備された「得点照会要請書」をレース委員会に提出する事で得点及び、成績の訂正を要求することができる。

19　安全規定

19.1　参加艇は、レース中、クラスルールに規定されている曳航用ロープを搭載しなければならない。

19.2. [SP][NP]420 級及びＦＪ級においては、第 1 レース出艇申告時に乗員届を出艇帰着申告所へ提出しなければならない。その後、乗員の変更を行う場合は、その都度乗員変更届を出艇帰着申告所へ提出しなければならない。乗員の変更は、事前に登録された艇の乗員間でなければならない。

19.3. [SP][NP]引き続きのレースで海上にて乗員交代した場合は、レース委員会艇に口頭で伝えなければならない。乗員変更届は帰着後速やかに提出しなければならない。

19.4　[SP][NP]出艇・帰着申告は、出艇帰着申告所において、艇長の署名により行う。出艇申告は、最初のレースのスタート予告信号予定時刻の 90 分前から受付ける。また、その日の再出艇の場合は随時受け付ける。帰着申告は、帰着後速やかに行わなければならない。その日の最終レース終了後は、遅くとも抗議締切時間内に完了しなければならない。

19.5　[SP][NP]レースからリタイアする艇（出艇しない艇を含む）は、できるだけ早くレース委員会に伝え、リタイア報告書をレース委員会へ提出しなければならない。

19.6　レース委員会及びプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また緊急救助の必要があると判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。これに関しては救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61 を変更している。

20　[NP][DP] 乗員の交代と装備の交換

20.1　事前に登録された艇の乗員以外の乗員の交代は、正当な理由（乗員の病気怪我等）と、レース委員会の書面による事前承認がないかぎり許可されない。

20.2　損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会またはレース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、テクニカル委員会またはレース委員会に「装備の交換申請書」を提出し、許可を得なければならない。海上で交換要請は、最初の妥当な機会に、シグナルボートに報告し、抗議締切時間までに装備の交換申請書を提出しなければならない。

21　装備と計測のチェック

21.1　艇または装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

21.2　[NP][DP]海上でレース委員会またはテクニカル委員会のメンバーに指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。

22　運営艇

大会運営艇の標識は、次の通りとする。

・レース委員会艇・・・・・・ピンク色旗
・プロテスト委員会艇・・・・白地に「赤の P の文字」
・テクニカル委員会艇・・・・白地に「黒字の T の文字」

23　[NP][DP] 支援チーム

23.1　支援者艇は、準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、**「添付図 D」**に定める「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。

23.2　支援者艇は緑色旗の標識を掲揚しなければならない。

23.3　レース委員会艇に音響 1 声とともに「V 旗」が掲揚された場合、すべての支援者艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。これは RRS レース信号 V 旗および RRS37 を変更している。

23.4　レース委員会は支援者艇をレース委員会艇として起用することがある。その場合、起用された支援者艇はレ

ース中ピンク色旗を掲揚しなければならない。またレース中以外において支援行為を行う場合、緑色旗を掲揚しなければならない。

23.5　支援者艇は、SI-23.3 及び 23.4 の場合を除き、レース委員会艇の無線通話を傍受してはならない。

23.6　支援者艇(船外機船)のドライバーは、衣服の着脱やトイレ等の一時的時間を除き、海上にいる間は常にキル・コード(安全装置)を体に装着した状態でなければならない。

24　ごみの処分

ごみは、支援者艇または大会運営艇に渡してもよい。

25　リスク・ステートメント

25.1　RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

25.2　この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する（RRS 3『レースをすることの決定』参照)。
主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

【添付図 A】レース・エリア

【添付図Ｂ】コース図(S=Start　F= Finish)

＜風上・風下・ポートフィニッシュ＞

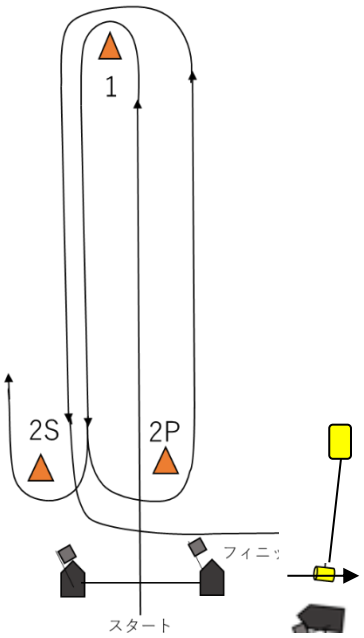

LR2:S-1-2S/2P-1-2P-F

＜風上・風下・風上フィニッシュ＞

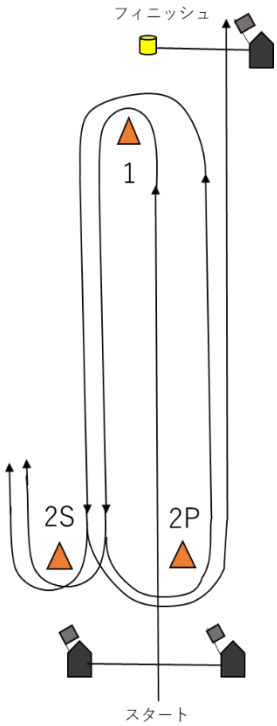

W3:S-1-2S/2P-1-2S/2P-F

【添付図Ｃ】スタートエリア(　で示す)

指示 12.2 に規定する「スタート・エリア」

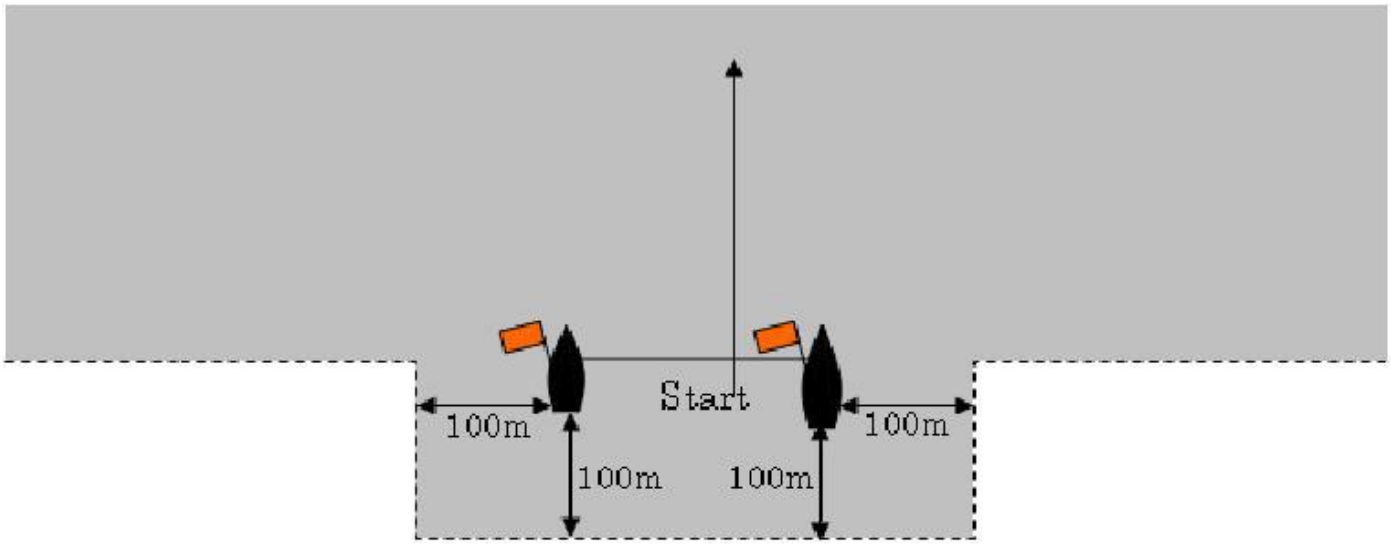

【添付図D】レースエリア（点線内は艇がレースをしているエリアを示す）

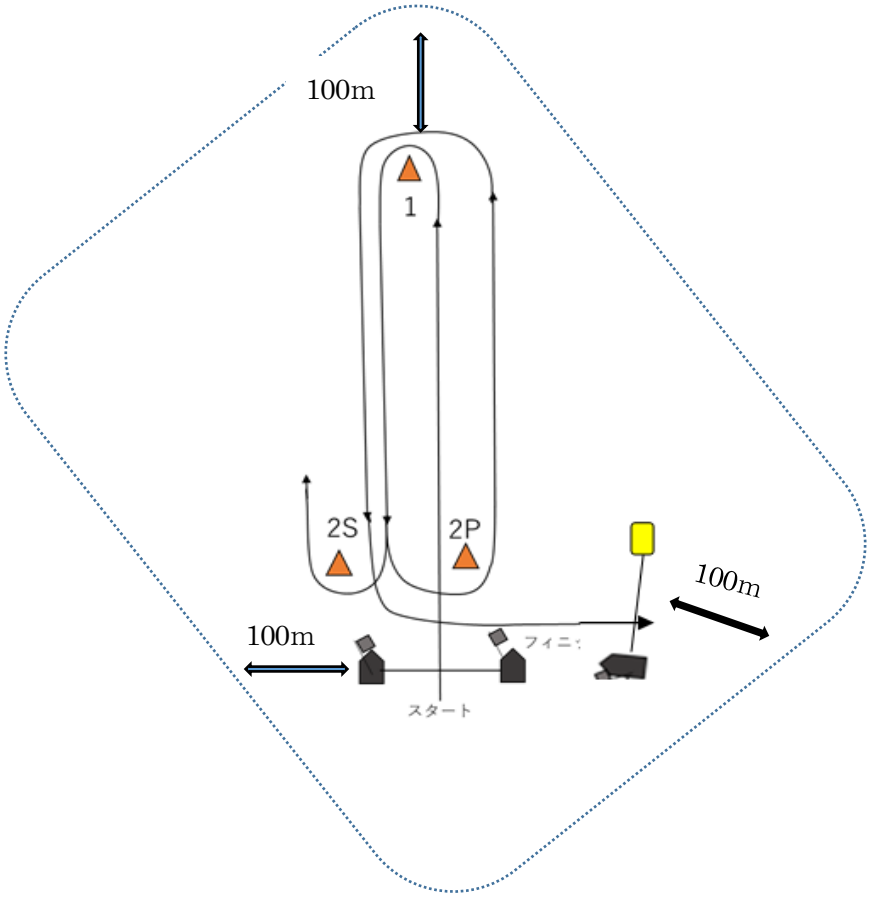

潮汐表（福岡船だまり）

10/25（大潮）	
満潮	干潮
08:59 21:07	－ 14:51